

ごみの戸別収集（浜田市のサービス）

内 容	お問い合わせ先
ごみを集積所(ごみステーション)に 排出することが困難、又はごみの分別能力がないと認められる世帯に対し、ごみの戸別収集をしています。 <u>対象世帯</u> (1)介護保険の要介護認定、又は要支援認定を受けている方 (2)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は療育手帳の交付を受けた方 (3)前2号に規定する要介護認定、又は要支援認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は、療育手帳の交付を申請中の方 ◆ご不明な点・申請については右記までお問い合わせください。	環境課 電話番号 25-9430 または 金城支所 市民福祉課 電話番号 42-1235 旭支所 市民福祉課 電話番号 45-1435 弥栄支所 市民福祉課 電話番号 48-2656 三隅支所 市民福祉課 電話番号 32-2807

